

# 平成28年 3 月 森町議会定例会会議録

1 招集日時 平成28年3月11日(金) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 平成28年3月11日(金) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	中根信一郎	2番議員	岡野 豊
3番議員	伊藤和子	4番議員	小澤哲夫
5番議員	吉筋恵治	6番議員	中根幸男
7番議員	鈴木托治	8番議員	西田 彰
9番議員	亀澤 進	10番議員	山本俊康
11番議員	片岡 健	12番議員	小沢一男

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町 長	太田康雄	副町長	鈴木寿一
教育長	比奈地敏彦	総務課長	杉山真人
防災監	村松利郎	企画財政課長	長野了
税務課長	村松也寸志	住民生活課長	幸田秀一

保健福祉課長	村松富夫	産業課長	三浦強
建設課長	村松弘	上下水道課長	大場満明
学校教育課長	西谷ひろみ	社会教育課長	鈴木富士男
病院事務局長	西谷勉次	会計管理者	村松達雄

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 三浦健 議会書記 鈴木芳明

10 会議に付した事件

- 議案第16号 森町農業委員会委員の任命について
- 議案第17号 森町農業委員会委員の任命について
- 議案第18号 森町長の給料の特例に関する条例について
- 議案第19号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 森町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 森町職員の退職管理に関する条例について
- 議案第23号 森町行政不服審査会条例について
- 議案第24号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第25号 森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案第26号 森町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第27号 森町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第28号 森町病院事業の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

例について

- 議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について（森町園田総合センター）
- 議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について（森町飯田総合センター）
- 議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（森町三倉総合センター）
- 議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について（森町大河内林業センター）
- 議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について（森町一宮総合センター）
- 議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について（森町天方生活改善センター）
- 議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について（森町体験の里）
- 議案第36号 公の施設の指定管理者の指定について（森町児童館）
- 議案第37号 平成28年度森町一般会計予算
- 議案第38号 平成28年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第39号 平成28年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第40号 平成28年度森町介護保険特別会計予算
- 議案第41号 平成28年度森町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第42号 平成28年度森町大久保簡易水道事業特別会計予算
- 議案第43号 平成28年度森町三倉簡易水道事業特別会計予算
- 議案第44号 平成28年度森町大河内簡易水道事業特別会計予算
- 議案第45号 平成28年度森町水道事業会計予算
- 議案第46号 平成28年度森町病院事業会計予算

< 議事の経過 >

議長 | （片岡 健 君）出席議員が定足数に達しておりますので、  
| ただいまから平成28年3月、森町議会定例会を開会いたします。  
| これから本日の会議を開きます。

町長

日程に入ります前に、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長、太田康雄君。

( 太田康雄君 ) まず、東日本大震災から5年目を迎えるに当たり震災により尊い命を失われた方々に哀悼の意を表しますとともに、今なお、厳しい生活を余儀なくされている方々、心に深い悲しみを抱かれている方々が一日も早く平安な生活を回復されますことをご祈念申し上げます。

さて、本日は3月定例会を開催いたしましたところ、議員の皆さま方におかれましては、年度末の大変お忙しい中を、お繰り合わせの上、ご出席いただきましたことを厚く御礼申し上げます。

議案の上程に先立ちまして、不肖、私が、町長就任のご挨拶と所信を述べさせていただきますこととお許しいただきたいと存じますとともに、その機会を得ましたことをうれしく思っているところでございます。

私は、2月14日に執行されました森町長選挙におきまして、多くの町民の皆様から力強いご支援を賜り、ここに町政を担当させていただくこととなりました。改めて身の引き締まる思いでいっぱいでございます。

私は、平成の大合併で森町が混乱し、町民の多くの人たちが森町の将来に不安を感じていたとき、「今こそ愛する森町のために働きたい」という思いから、平成17年4月に行われました森町議会議員選挙に立候補し、初当選させていただきました。それ以来、町議会議員を務めさせていただき、森町のこと、町政のことを学ばせていただきました。特に、その間、平成21年度、22年度に議会選出の森町監査委員をさせていただいたことは、監査を通じて町の事務事業の進め方を学ぶことができ、貴重な経験でありました。

今回の町長選は、16年間勤められた村松藤雄氏が引退され、新たな町長を選ぶ選挙でした。私はかつて村松町長に対抗する形で町長選に挑んだことがありましたが、今回はこれまでの森町の方向性を

大きく変えるべきではない、という考えから村松町政を継承するという立場で立候補いたしました。そして、これまで先輩方が築き守ってくださった森町を、今度は私たちの世代が責任を持って引き継ぎ、次の世代に渡してゆくといういことを選挙戦を通じて訴えて参りました。それが、多くの方にお認めいただけたと考えております。これまでは議員として、町財政の厳しい状況を始め、人口減少対策など森町の直面する課題については、理解をしているつもりではありましたが、限られた予算の中でいかに住民の期待に応えるべきか、森町の将来をどのように導くべきか、改めて責任の大きさと、課せられた責務の大きさを痛感しております。森町が当面取り組まなければならない具体的な問題は、今更申し上げるまでもなく、議員の皆さまが既によくご承知の通りではございますが、まずは、前町長から引き継いだ事業をいかに着実に遂行するかにあるかと存じます。

事業実施に当たりましては、そのまま継続できるもの、計画内容を見直しながら進めるもの、財源等で課題となるもの等、いろいろあろうかと思いますが、町民の皆さまの温かい見守りと期待をそぐことのないよう、森町を愛する気持ちと自ら立てた志をちからに、職員ともども課題の解決に知恵を出し、汗をかいて着実に事業を進めてまいりる覚悟でございます。

私は、今回の選挙に臨むに当たり、対話と調和で大きな人の輪をつくることを土台に、次の3つの取組を掲げてまいりました。「人口減少に立ち向かう」、「財源を確保する」、「人にやさしいまちをつくる」以上3つの取組のもと、具体的施策を構築し、「遠州の小京都・森町」まるごと「心和らぐまち」を目指し、次世代の森町づくりを進めてまいりたいと思っております。

また、地方創生が叫ばれている中、森町にとって、重要な節目を迎えていると考えておりますので、町民との対話を深めつつ、住民の総意を集め、町民、事業者、行政、森町ファンで大きな人の輪をつくり、一丸となって目標の実現に向けて努力をしてまいりたいと

思っております。

私は、これらを推進するに際しましては、当局のみでは到底不可能でありますので、議会の皆さまのご意見を十分お伺いし、ご協力をいただきながら、住民との対話による信頼関係をもとに協働を進め、私自ら先頭に立って職員と一体となり、「住んでいる人が幸せを感じながら住み続けられる森町」、「訪れた人が住みたくなる森町」を目指して、全力を傾注して参る覚悟であります。今後とも、ご指導、ご支援を賜りますよう、心からよろしくお願い申し上げ、私の就任のあいさつ並びに所信とさせていただきます。どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

議長 (片岡 健 君) それでは日程に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によりまして、1番中根信一郎君及び2番岡野豊君を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月28日までの18日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (片岡 健 君) 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から3月28日までの18日間に決定しました。

日程第3、「報告事項」については、監査委員から、例月出納検査の結果についての報告が来ております。お手元に配布の通りでございますので、ご了承願います。

日程第4、議案第16号「森町農業委員会委員の任命について」を議題とします。本案につきましては、亀澤進君の一身上に関する事件であると認められますので、同君の退場を求めます。

(退 場)

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 片 岡 健 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長 ( 太 田 康 雄 君 ) ただ今上程されました、議案第16号「森町  
農業委員会委員の任命について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は農業委員会等に関する法律第8条第1項の規程に基づく森町農業委員の任命であります。同法律は農業委員が担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規農業者の参入促進など、農地利用の最適化の推進を目的に、平成27年8月28日に成立し、9月4日に公布され、平成28年4月1日から施行となります。

それに伴い、町も平成27年12月の定例会でご審議いただき条例改正を行いました。農業委員会委員の選出方法が選挙制と市町村長の選任制の併用から、市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制のみとなったことから、今回委員任命についてお諮りするものであります。

提案いたしました亀澤進氏は、農業委員会等に関する法律第8条6項で、委員の任命には「農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない」と定められていることから、森町議会からご推薦を頂いた候補者であります。この亀澤氏は、農業者以外の者で、中立な立場で公正な判断をすることができる者であり、委員として適任であると存じますので、任命するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。よろしくご審議をお願いを申し上げます。

議 長 ( 片 岡 健 君 ) これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長 ( 片 岡 健 君 ) 「質疑なし」と認めます。  
お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議長 ( 片岡 健 君 ) 「異議なし」と認めます。

これから議案第16号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

( 起立全員 )

議長 ( 片岡 健 君 ) 起立全員です。したがって議案第16号「森町農業委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

亀澤進君の入場を許します。

( 入 場 )

日程第5、議案第17号「森町農業委員会委員の任命について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議長 ( 片岡 健 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 ( 太田康雄 君 ) ただ今上程されました、議案第17号「森町農業委員会委員の任命について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、前案と同様に農業委員会等に関する法律の改正により農業委員会委員の選出方法が、市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制のみとなったことから、委員任命に当たりお諮りするものです。

また、同法施行規則第2条第1項第2号の規定により、委員の4分の1以上を認定農業者等とすることについても、議会の同意を賜りたく併せて上程するものであります。

初めに委員任命についてですが、ご提案いたしました森町農業委員会委員の候補者は、農業委員会等に関する法律、同施行令、同施行規則のほか、森町農業委員会委員候補者の推薦、募集、選定等に



関する規則に従い、地区地域・団体からの推薦や、公募により自ら意欲を持ち応募された方々であります。

議案の名簿順に申しますと、富田規与美氏は三倉地区、澤口久雄氏は天方地区、花嶋政美氏は森地区、石橋康利氏は一宮地区、鈴木要一氏は園田地区、倉嶋讓氏は飯田地区からそれぞれ推薦をいただいた地区推薦の候補者であります。

鈴木剣氏は、農業団体である太田川上流部土地改良区からの、団体推薦の候補者であります。

竹内靖代氏、佐野敦子氏、石黒茂氏、増田多喜男氏の4名は、応募による候補者であります。

また、締切日までに応募者が定数を超えたため、2月25日に森町農業委員会委員候補者評価委員会を開催し、現農業委員会委員により適任であるかの評価をしていただきました。前案の亀澤進氏を含めた12名は適任であると評価された候補者であり、委員として適任であると存じますので、任命するものであります。

次に、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1項第2号の規定による、委員の4分の1以上を認定農業者等とすることについての議会の同意について申し上げます。法では原則、認定農業者が、委員の過半数を占めることとなっておりますが、区域内の認定農業者の数が委員定数の8倍を下回る場合には、委員の少なくとも4分の1を認定農業者及び準ずる者とすることができ、議会の同意が必要となります。森町の認定農業者数は68名であり委員定数12名の8倍を下回っておりますので、森町は該当いたします。12名の委員候補者の内、花嶋氏、佐野氏、石黒氏の3名が認定農業者で、石橋氏、竹内氏の2名が認定農業者に準ずる者で、合わせて5名であり、過半数を満たしておりませんので、議会の同意を併せて上程するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (片岡 健 君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8 番、西田彰君。

8 番議員

( 西田 彰 君 ) 今回議会の任命制となる、また、定数も減ったということで担当部署でも人選に苦勞したのではないかと思います。そういった中で、この人たち全員は適任だと思います。しかし、地域別に見ると非常に差があります。

例えば、森地区においては、亀澤氏を含めて4名。そして、園田地区において4名。飯田地区、一宮地区は1名であります。そして、天方・三倉で各1名。ということで、この人数にしたというところに、私は少し疑問があります。

今まで、どの地域においても少なくとも2人はいました。農業委員の果たす役割は、そのそれぞれの地区において、土地利用や農業の活性化にどのように資するかということで、委員の皆さんに頑張ってもらっていただく。そして、その権利やそういったものを守るということでも、その役割は大きいものがあると思います。

町の中において4名というのは、今町の中でどれだけの農業者がおられる、農業のできる土地があるか。そういった面積的な面も考えますと、一宮や飯田地区を1名ずつ増やすべきではないか、と私は思います。

三倉や天方地区も範囲は広い中で、その委員の方も担当地域として大変ではあると思いますが、森町が農業をやはり、主産業として権利などを守ってゆくことになると、やはり地域に割り振る人選というものを、見直すべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

議長

( 片岡 健 君 ) 産業課長。

産業課長

( 三浦 強 君 ) 産業課長です。ただ今の、地区の推薦ということでありますが、あくまでもこれは公募・推薦をいただいた方々です。

地区の推薦に関しましては、部農会それぞれ6地区ございますので、それぞれ6地区からご推薦をいただいております。また、先ほ

ど提案理由でもご説明申し上げましたが、利害関係のない方1名、認定農業者を最低でも過半数入れなさいという法律がございますが、それには今回到達しませんでしたので、認定農業者あるいは認定農業者に準ずる者として、応募いただいた方が2名ございます。その中に、飽くまでも女性を中に入れたいと、今現在、現農業委員の方も4名ございます。何とかこれを上回りたいというかたちで考えていたわけですが、実際には応募された方が2名ということです。そして、農業団体の推薦をいただいた方が1名。ということで、全体で12名ということで、あくまでも地区推薦、また応募された方ということになっておりますので、すべて地区割りをしたということではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

議長

(片岡 健 君) 8番、西田彰君。

8番議員

(西田 彰 君) 先ほど、公募が定数を上回ったということでしたが、その中で公募から漏れた方も何人おられて、またその人たちは、当然応募をしてきたということですので、委員として意欲があったものだと、とらえますがその辺はどうでしょうか。

議長

(片岡 健 君) 産業課長。

産業課長

(三浦 強 君) 産業課長です。ただ今のご質問でございしますが、全体で13名の応募がありました。

その中で、1名は袋井市春岡在住の行政書士さんであります。あくまでも、選考に対しまして、評価委員会というものを、農業委員会の中で、農業委員会終了後に開催しまして、その中で評価をしまして、その1名の方は今回、選に漏れたということでございます。以上です。

議長

(片岡 健 君) よろしいでしょうか。

他に質疑はございませんでしょうか。

7番、鈴木托治君。

7番議員

(鈴木托治 君) 鈴木です。西田議員の質問と若干重複する点があるかと思いますが、お許し願いたいと思っております。

確かに農業委員が、かつては20名近くいたかと思いますが、それが少し減ったと、それは問題はないし、良いことだと思いますし、選挙制度ということをとっていた訳ですけども、形骸化してほとんど選挙らしい選挙がない選挙ということになっておりましたので、今の新しいやり方そのものは賛成しているわけでありまして。今、西田議員の方から地域性に問題があるという発言がありまして、一応推薦と公募ということでしたけども、やっぱり選挙制度じゃないですけど、反別とかそういうものを加味した中で、私は農業委員は当然進めるべきであって、幾ら公募制だからといって、6名以外の全部の人が一定地区の場合だったら全部その地区の人になってしまうこともありますので、これを農業委員の中で、あるいは行政の中で、この地域からは多くの人が出ているので、という話し合いをしていくべきだと思うんですけど、園田飯田とかいろいろな地区での反別ですね、どのくらいの反別の違いがあるか、ちょっとご説明願いたいと思います。主に田んぼで結構ですんで。

議長  
産業課長

( 片岡 健 君 ) 産業課長。

( 三浦 強 君 ) 産業課長です。詳しくは今資料を持ち合わせていませんけれども、太田川上流部土地改良区の圃場整備をしたところ、約400ヘクタールあると理解しております。

先ほどの地区別ということですが、あくまで農業委員会等に関する法律に基づいて、先ほど申し上げました、利害関係、認定農業者、女性等々はすべて法律に決まって、それに基づいて公募いただいているということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長  
7番議員

( 片岡 健 君 ) 7番、鈴木托治君。

( 鈴木托治 君 ) この中に確かに農業だと思うんですけども、温室とかハウスをやっておられる方が2名見受けられるようですけども、農業そのものでありますので問題はないかと思ひますけど、私はしっかり反別とかの中で、園田地区とかが非常に多いのは分かりますが、他の飯田地区や一宮地区も農業として一生懸命や

っているわけでありますので、そういうところの人数を2名くらいに増やすべきではないかと私は思っております。

また、森町の中の反別そのものが少ないわけですから、それが4名ということは農業委員会で決まったことですが、差し戻してとはできないですか。

議長 (片岡 健 君) 産業課長。

産業課長 (三浦 強 君) 差し戻しとかどうこうってことは難しいと思います。あくまでも評価委員会で評価をし、町長に答申し、町長が任命をするというものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長 (片岡 健 君) よろしいでしょうか。

他に質疑はございませんでしょうか。

( 発言する者なし )

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議長 (片岡 健 君) 「異議なし」と認めます。

これから議案第17号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

( 起 立 多 数 )

議長 (片岡 健 君) 起立多数です。

したがって、議案第17号「森町農業委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

日程第6、議案第18号「森町長の給料の特例に関する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議長 (片岡 健 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 ( 太田康雄君 ) ただいま、上程されました、議案第18号「森町長の給料の特例に関する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

前町長の任期中、当町においては、人件費の削減を含めた様々な行財政改革を進められて参りました。

私自身、更なる行財政改革を推進したいとの思いがありますので、町長自身の給料及び退職手当の1割を削減する前町長の政策になり、本条例を上程し、議員の皆様のご賛同をお願いするものであります。

なお、施行日については、平成28年4月1日からとするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 ( 片岡健君 ) 続きまして、日程第7、議案第19号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第10、議案第22号「森町職員の退職管理に関する条例について」まで議案4件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職員朗読 )

議長 ( 片岡健君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 ( 太田康雄君 ) ただいま、一括して上程されました議案第19号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から、議案第22号「森町職員の退職管理に関する条例について」までの4議案について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員法の改正に伴い、それぞれの条例について所要の改正等を行うものでございます。

はじめに、議案第19号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の改正内容でございますが、平成28年4月から職

員の人事評価制度を導入するに当たり、職務給原則の徹底を図るため、職員の給与は、その職務と責任に応ずるものとして、国から基準が示されていることから、その基準に沿って級別職務分類表を等級別基準職務表に改めるものであります。

医療職給料表（２）を適用する職務については、それぞれの医療に係る有資格に基づくため、基準となる職務を掲げ、それ以外については規則で定めることといたします。

また、第17条の3第2項は、行政不服審査法の全部改正により法律番号及び引用条項を改めるものであります。

次に、議案第20号「森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の改正内容でございますが、地方公務員法の改正に伴い引用条文に項ずれが生じたので、それを改めるものであります。

次に、議案第21号「森町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」の改正内容でございますが、人事行政の運営等の公表項目として新たに職員の休業に関する状況及び職員の退職管理の状況を設けるとともに、職員の人事評価の状況について、改正前の項目から分け、新たに規定するものであります。

また、第5条第2号は、行政不服審査法の全部改正により字句を改めるものであります。

最後に、議案第22号「森町職員の退職管理に関する条例について」申し上げます。

本案は、元職員の退職管理の適正を確保するため、必要な措置を求められていることから、課長相当職及び院長であった者は、離職後2年間、再就職先の情報の届け出について規定するものであります。

なお、施行日については、いずれの条例も平成28年4月1日からとするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 ( 片 岡 健 君 ) 次に日程第11、議案第23号「森町行政不服  
審査会条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 片 岡 健 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長 ( 太 田 康 雄 君 ) ただいま上程されました議案第23号「森町  
行政不服審査会条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、「行政不服審査法」が平成26年6月に全面改正されたこと  
に伴う条例制定でございます。

この法律は、昭和37年に制定・施行されて以来、50年以上本格的な  
改正はありませんでした。しかし、その間に国民意識の変化や行政  
手続法などの関連法制度の整備がなされたことから、「公正性の  
向上」、「使いやすさの向上」、「救済手段の充実・拡大」などの観  
点から、時代に即した抜本的な見直しがなされ、平成28年4月1日  
から施行されることとなりました。

本案は、「公正性の向上」を図るための大きな柱である「第三者  
機関」に関するもので、法律においては、町の判断の妥当性をチェ  
ックするための第三者機関の設置を求めていることから、新たに設  
置する「森町行政不服審査会」に関する組織体制や運営方法などを  
規定するものでございます。

また、今回の法改正により、審査請求人や関係者は、審査請求手  
続において提出された書類を閲覧するのみでなく、その写しを請求  
できるようになったことから、「森町情報の公開に関する条例」に  
倣い、交付手数料を定めることといたしました。

なお、行政不服審査法第9条第1項に規定する委員会、委員、執  
行機関については、審理員及び森町行政不服審査会の手続を経ずに、  
各機関で審議いたしますので、当審査会の諮問の適用除外となるも  
のであります。

なお、施行期日は、行政不服審査法の施行日である平成28年4月



1 日からとするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 ( 片岡 健 君 ) 日程第12、議案第24号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 片岡 健 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 ( 太田康雄 君 ) ただいま上程されました議案第24号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、「行政不服審査法」の改正に伴い「森町行政手続条例」、「森町情報の公開に関する条例」、「森町個人情報の保護に関する条例」、「固定資産評価審査委員会条例」、「森町営老朽ため池土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例」、「森町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例」、「森町民有林林道開設事業分担金徴収条例」、「森町山村地域農林漁業特別対策事業分担金徴収条例」、「森町林業集落基盤総合事業分担金徴収条例」、「県営土地改良事業分担金徴収条例」及び「森町山村林業構造改善事業分担金徴収条例」の11条例について規定の整備を行うものでございます。

主な改正点は、今回の法改正により「異議申立て」と「審査請求」の2種類あった不服申立制度が「審査請求」に一元化されたことに伴う字句の訂正及び審査請求期間が、「60日」から「3箇月」に延長されたことによる改正でございます。

また、第2条の「森町情報の公開に関する条例」及び第3条の「森町個人情報の保護に関する条例」につきましても、双方とも専門性の高い審査会制度を有しており、審理員が行う審理手続と同等の審理が可能であることから、行政不服審査法の適用除外を設け、審査会への諮問手続を維持するものであります。

第4条の「固定資産評価審査委員会」につきましては、地方自治法で規定されている委員会であるため、委員会において不服申立の手続きを行うものであります。

なお、施行期日は、行政不服審査法の施行日である平成28年4月1日からとするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 (片岡 健 君) 次に日程第13、議案第25号「森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (片岡 健 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄 君) ただ今上程されました、議案第25号「森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、行政不服審査法が平成28年4月1日に施行されることに伴う「異議申立」の表現を「審査請求」へと改正する事項と、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成28年4月1日施行されることに伴う、非常勤消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償に関し、同一の事由により他の法律による年金たる給付が支給される場合における傷病補償年金及び休業補償の額に乗じる調整率が改正されたことにより、当該法令を引用する森町消防団員等公務災害補償条例につきましても、所用の条例整備を行い、同様に給付水準を確保するものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (片岡 健 君) 次に日程第14、議案第26号「森町企業職員

の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 片 岡 健 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長 ( 太 田 康 雄 君 ) ただいま、上程されました議案第26号「森町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、平成26年人事院勧告の給与制度の総合的見直しに基づく、管理職員特別勤務手当等の改定について、水道企業職員においても一般職に準じて改正するものでございます。

管理職員特別勤務手当については、災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず勤務した管理職に対して支給する手当でありまして、新たに平日深夜の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給するものであります。

なお、施行日については、平成28年4月1日からとするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 ( 片 岡 健 君 ) 次に日程第15、議案第27号「森町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 片 岡 健 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長 ( 太 田 康 雄 君 ) ただいま、上程されました議案第27号「森町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を申し上げます。

本案は、第3条の表に規定しています公立森町病院の診療科目に「精神科」を追加し、13科とするものであります。

森町病院では、精神疾患の患者の診察については「内科」外来にて行ってきましたが、近年、患者数は増加傾向にあり、現在、非常勤精神科医師1名が月2回、第2、第3水曜日の午後、診察を行っております。

今回、診療科目として「精神科」を新たに標榜することで、これまで算定できなかった診療報酬項目が算定可能となり、安定的な外来収益の確保に努めてまいります。

以上、提案理由を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 (片岡 健 君) 次に日程第16、議案第28号「森町病院事業の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 (片岡 健 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄 君) ただ今上程されました議案第28号「森町病院事業の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について」提案理由を申し上げます。

本案は、第2条に定める「使用料及び手数料」のうち、同条第8号に規定する「往診時における自動車の使用」について、従来、片道のキロ数が1キロメートル増すごとに加算していた使用料を改め、訪問診療並びに往診時1回につき、町内の場合300円、町外の場合500円の一律の額に消費税を乗じて得た額とするものであります。

高齢化の進行とともに、在宅医療のニーズは今後、ますます増加することが予想される中、森町病院では早くから訪問診療や往診を行っておりますが、長距離の患者宅の負担は大きく、地域による公

平性にも問題があることから、今回、改正するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (片岡 健 君) ここでしばらく休憩をします。再開を10時40分からいたします。

(午前10時28分～午前10時40分 休憩)

議長 (片岡 健 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17、議案第29号「公の施設の指定管理者の指定について(森町園田総合センター)」から日程第24、議案第36号「公の施設の指定管理者の指定について(森町児童館)」まで議案8件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (片岡 健 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄 君) ただ今一括して上程されました、議案第29号から議案第36号までの「公の施設の指定管理者の指定について」提案理由の説明を申し上げます。

本町の公の施設については、平成18年4月から「指定管理者制度」により、それぞれの管理者と管理に関する協定を締結して、適切に各施設の管理を行ってきたところでございます。

本案は、指定管理者の指定期間が平成23年4月から平成28年3月までの5年間である8施設につきまして、新たに指定管理者の指定を行うものでございます。

初めに、議案第29号「公の施設の指定管理者の指定について(森町園田総合センター)」から議案第34号「公の施設の指定管理者の指定について(森町天方生活改善センター)」までの6議案について申し上げます。

森町園田総合センターの指定管理者は「森町谷中513番地の1、園田地区町内会長会」、森町飯田総合センターの指定管理者は「森

町飯田4040番地の28、飯田地区町内会長連絡協議会」、森町三倉総合センターの指定管理者は「森町三倉826番地の2、森町森林組合」、森町大河内林業センターの指定管理者は「森町三倉2218番地の6、大河内町内会」、森町一宮総合センターの指定管理者は「森町一宮1845番地の10、一宮地区町内会長連絡協議会」、森町天方生活改善センターの指定管理者は「森町大鳥居96番地の2、天方地区町内会長連絡協議会」をそれぞれ指定することについて議会の議決をお願いするものでございます。

また、今回提案の指定管理者が、現在も指定管理者としてこれらの施設を管理しております。

指定の理由につきましては、これらの施設の設置目的は地域住民の連帯意識を高揚し、地域や町内会の自治活動を積極的に推進することを目的として設置された、地域や町内会のための集会等の施設であり、それら施設の管理は対象地区内の町内会の連合組織や町内会及び施設内に事務所を置き、施設の運営にも参画している団体であることから、住民の平等な使用と施設の設置目的が発揮され、地域の発展のために最も適した団体と考えられます。

指定期間は、安定した継続的な管理が行われることを考慮して平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とするものでございます。

次に、議案第35号「公の施設の指定管理者の指定について（森町体験の里）」について申し上げます。「森町体験の里」の指定管理者は「森町問詰1115番地の1、株式会社アクティ森」を指定いたしたく議会の議決をお願いするものでございます。

森町体験の里は、町の観光振興及び地域の活性化を図るための拠点として大きな役割を果たしております。

株式会社アクティ森は、町が50パーセント出資する第三セクターとして、これまでの実績と経験、培われたノウハウを基に、地域住民との協働による各種の事業展開を行い、また、地域振興を目指した事業運営がなされており、安定した管理を行う能力を有している

と判断されます。

平成23年度からは全国公募により就任した支配人や職員の努力により、来場者数の増加や指定管理料の削減にも成功しております。指定期間は業務の継続運営と投資的な経緯を考慮して、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間といたしたいと存じます。

最後に、議案第36号「公の施設の指定管理者の指定について（森町児童館）」について申し上げます。「森町児童館」の指定管理者は「森町森50番地の1、社会福祉法人森町社会福祉協議会」を指定いたしたく議会の議決をお願いするものでございます。

森町社会福祉協議会は、ご案内のとおり、公共性を持った地域福祉の中核団体として広範な福祉事業を実施している社会福祉法人であります。

森町児童館の運営に関しましては、森町社会福祉協議会が平成18年度から指定管理者として事業運営を行ってきておりますが、子どもの発達段階や利用者のニーズに基づいた講座や教室を年間を通じて実施していることとともに、主体的な遊びの環境づくりや子どもどうしや保護者を含めた交流の場となっております。

また、児童館と離れた4つの小学校に出向いての移動児童館も実施しており、地域との関わりを大切にする事業も実施しているところでもあります。

更に、母親クラブの育成や子ども会の事務局の機能も担っており、これらの子育て支援活動にも併せて取り組んでおります。児童館の職員に関しましても、これまでの事業運営の中での経験や研修に参加する中で資質向上に努め、子どもの健全育成への積極的な活動への取組が図られております。

加えまして、児童館は、保健福祉センター内の施設であり、土曜日、日曜日等の休日で保健福祉課が業務を行っていない日にも開館していることから、適切な管理運営実績を持つ森町社会福祉協議会が最も適した指定管理者であると考えております。

指定期間につきましては、児童厚生員の専門職員の配置や事業の継続性を考慮して、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間といたしたいと存じます。

各総合センター等、体験の里、児童館のいずれの施設におきましても、指定の手續につきましては、公募によらず指定管理者の候補者を随意選定することから、判断基準としまして、「当該公の施設が地域に密着した施設で、その管理を地域の団体に特定する合理的な理由がある場合」及び「観光施設や児童福祉施設で、現受託団体の実績から当該団体を引き続き指定管理者として指定することの妥当性が相当程度認められる場合」これらの基準により部内の森町指定管理者候補者選定委員会の審議を経まして、今回提案する各施設の指定管理者につきましては、最も適切にこれらの施設の管理を行う能力を有する団体及び法人と認められますので、引き続き随意選定により指定管理者として指定することが適当であると判断したところでございます。

なお、管理を行う上での詳細な事項につきましては、協定書により管理の徹底と円滑な事業運営がなされるようにし、事業報告書の提出、運営委員会の開催等によりまして、公の施設の設置者としての指導監督を図っていくこととしております。

以上、よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

議 長 ( 片岡 健 君 ) 日程第25、議案第37号「平成28年度森町一般会計予算」から日程第34、議案第46号「平成28年度森町病院事業会計予算」まで議案10件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 片岡 健 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 ( 太田康雄 君 ) ただ今一括して上程されました、議案第37号から、議案第46号までの10件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。



始めに、議案第37号「平成28年度森町一般会計予算」について、編成概要をご説明申し上げます。

まず、平成27年度の我が国経済をみると、安倍内閣の取り組む「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」を柱とする経済財政政策の推進により、緩やかな回復基調が続いていますが、新興国経済の景気減速等の影響もあり、個人消費及び民間設備投資の回復に遅れがみられています。

これにより政府は、これまでの経済政策を一層強化し、経済の好循環を確立するため「希望を生み出す強い経済」を掲げ、その成長の果実を活用して「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」を推進し、「一億総活躍社会」の実現に向け、緊急に実施すべき対策に取り組むことにより名目GDP600兆円経済実現に向けた動きを加速するとともに、デフレ脱却を確実のものとし、足下の景気をしっかり下支えするとしています。

また、TPP協定についても「総合的なTPP関連政策大綱」を決定し、TPPを真に我が国の経済再生、地方創生に直結するものとするための取組を進めているところであります。

こうした中、平成28年度の国の一般会計予算規模は、予算規模にして96兆7,218億円と、27年度当初予算に対して3,799億円、0.4パーセントの増加となっております。

また、平成28年度の地方財政対策においては、東日本大震災分を除く通常収支分におきまして、地方税については、38兆7,022億円、前年度比プラス3.2パーセント、地方交付税については16兆7,003億円、前年度比マイナス0.3パーセントと見込み、地方財政計画の規模を85兆7,700億円程度、前年度比プラス0.6パーセントとしております。

他方、県においては「富国有徳の理想郷 世界にはばたく”ふじのくに”」を掲げ、一般会計予算総額を対前年度比プラス0.1パーセントの1兆2,410億円としております。

歳入では、法人2税の平成26年度税制改正による税率引上げ影響

の平年度化等による増に伴い、法人2税や個人県民税を含む県税について対前年度比プラス2.9パーセントと見込んでおります。

また、歳出では、“ふじのくに”づくりの総仕上げに向けた重点的な取り組みと、将来を見据えた戦略的な行政運営を方針に掲げ、投資的経費については、対前年度比2.7パーセント減の169,905,000千円を計上しております。

こうした中であって、本町といたしましても、国・県の施策を注視しつつ、将来にわたって安定的な行財政運営をしていくため、より一層の財政の健全化に努めるとともに、平成27年度に策定しました「森町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略」の具体化に取り組み、地域資源をいかしたまちづくりを推進していきたいと考えております。

この3月議会に臨むに当たり、町の各課事務事業及び予算編成業務等々について、各課課長から数日間ヒアリングを実施しましたが、事務事業の多様化と町財政の厳しさについて、認識を新たにしたところでございます。

今回の予算編成に関しましては、ご承知のとおり任期満了に伴う町長選挙が2月に執行された関係上、日程的にみても政策的な予算の編成は不可能でありましたので、提案させていただいている今回の当初予算については、骨格予算として行政運営に支障を来さない範囲で編成したところでございます。

したがって、このような状況の中で編成していることから、平成28年度一般会計予算の予算規模については6,249,000千円、前年度当初予算に比べ1,166,000千円の減、伸び率でマイナス15.7パーセントと大幅な減少となっております。

歳出予算については、人件費を始め義務的経費を主体とし、物件費、扶助費及び一部事務組合等への分担金を含めた補助費等の経常経費、また、政策的な意味合いを持ちながらも、空白の期間があってはならない継続した事業や、そうした事業への拠出金操出金等、あるいは債務負担行為として既に議決をされている事業等に係る経

費等を計上するとともに、第8次森町総合計画が平成27年度で終了することから、次期森町総合計画を策定する費用を計上しているところであります。

次に、これらを賄う財源の主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

まず、自主財源の大半を占める町税についてであります。企業業績の状況等を考慮し、個人住民税を対前年度比0.6パーセント減の858,500千円とし、法人税は本年度の実績等を考慮し、対前年度比3.3パーセント減の145,001千円、固定資産税は、対前年度比0.2パーセント減の1,134,000千円、軽自動車税は、対前年度比19.5パーセント増の58,770千円、たばこ税は対前年度比4.2パーセント増の100,000千円とし、町税全体で前年度当初予算比1,728千円、0.1パーセント増の2,358,988千円としました。

また、地方交付税につきましては、平成27年度の算定額を基に、昨年と同額の1,330,000千円を計上いたしました。

国庫支出金につきましては、参議院議員選挙にかかる執行経費の交付金及び森小学校防災機能強化工事への学校教育施設整備費等補助金などにより前年度に比べ10,912千円、2パーセントの増となるものの、県支出金においては、県議会議員選挙経費交付金の減額及び政策的予算に対する補助金の減により20,157千円、4.9パーセントの減額となり、国県支出金全体で944,625千円、前年度比9,245千円、1パーセント減の計上となっております。

他方、繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を対前年度比150,000千円減の200,000千円を含め、対前年度比241,425千円減の266,561千円とし、町債につきましては、臨時財政対策債324,000千円を含め、対前年度比830,200千円減の380,200千円としています。

以上、平成28年度一般会計予算についてご説明申し上げましたが、今後は、一目も早く政策的事業を精査し、先ほど所信表明で述べさせていただきました目標を実現するための補正予算のお願いをして参りたいと考えております。

次に、議案第38号から議案第44号までの特別会計予算でございますが、議案第38号「国民健康保険特別会計予算」では、過去3箇年の療養給付費等を基礎として年間予算を推計しており、予算総額は、2,326,641千円で、対前年度比0.8パーセントの増となっております。

次に、議案第39号「後期高齢者医療特別会計予算」は、75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度を運営するため、医療機関の窓口で支払う分を除き、公費が約5割、現役世代が約4割を負担し、残りの約1割を被保険者から保険料として徴収し、後期高齢者医療制度の運営主体である静岡県後期高齢者医療広域連合に納付するもので、予算総額は、199,048千円で、対前年度比0.4パーセントの増となっております。

次に、議案第40号「介護保険特別会計予算」でございますが、対前年度比で3.1パーセント増の1,936,736千円の予算となっております。

歳入では、65歳以上の第1号被保険者から徴収する保険料は、対前年度比2.8パーセント増の377,720千円の計上となっております。また、国・県等の支出金では、保険給付費及び地域支援事業費に係る、それぞれの負担割合を乗じて計上しております。

歳出では、全体の93.1パーセントに当たる保険給付費について、前年度の推移に伴う増加を見込んだ1,803,109千円と、地域支援事業に係る事業費として105,662千円の予算計上となっております。

次に、議案第41号「公共下水道事業特別会計予算」でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ483,712千円で対前年度比マイナス6.9パーセントの計上となっております。マイナスになった主な要因としては、管渠築造工事の整備計画区域が、旧森市街地の住宅密集地の整備となってきたためでございます。

歳入の主なものとしましては、水の安全・安心基盤整備総合交付金、一般会計繰入金、町債、受益者負担金と下水道使用料等々でございます。

歳出の主なものとしまして、人件費4名分を含む事務的経費、森

町浄化センター維持管理業務委託料と浄化センター増設工事委託料、汚水管渠実施設計業務委託料と築造工事費、この工事に関わる上水道管補償費及び町債元利償還金等でございます。

なお、浄化センター増設工事につきましては、27年度の実施設計に基づき来年度から3年計画で予定しており、28年度は初年度で増築部分の土木工事の施工を予定しております。

また、工事につきましては、地方共同法人日本下水道事業団と委託協定を締結し工事を実施いたします。

その他、議案第42号「大久保簡易水道事業特別会計」、議案第43号「三倉簡易水道事業特別会計」及び、議案第44号「大河内簡易水道事業特別会計」とも事業執行に必要な経費を計上させていただき、住民サービスの向上と本会計の趣旨に沿った健全経営に努めて参ります。

次に、議案第45号「水道事業会計予算」でございますが、収益的支出と資本的支出の総額は539,478千円で対前年度比マイナス6.3パーセントの計上となっております。

マイナスになった主な要因としましては、建設改良費の工事請負費の減額によるものでございます。

水道事業につきましては、安心して飲める水を安全かつ安定的に供給することが使命でございますので、健全経営が不可欠でございます。今後も引き続き最大の努力をして参る所存でございます。

最後に、議案第46号「病院事業会計予算」でございますが、「収益的収入及び支出」では、病院事業収益予定額を2,656,048千円、病院事業費用予定額を3,041,119千円見込み、「資本的収入及び支出」では、収入を216,843千円、支出を337,521千円見込んでいます。

「収益的収入及び支出」では、病院事業費用予定額が病院事業収益予定額を385,071千円上回る収支不均衡の予算となっております。

病院の経営状況であります。平成27年度は内科医師1名減という診療体制でスタートし、9月に減員分を確保したものの、前回の診療報酬改定等の影響もあり、前年度同様、厳しい状況が続いてい

ます。

入院患者数については、平成26年6月から急性期病棟の一部で取り入れた地域包括ケア病床の導入効果もあり、昨年並み又はそれ以上の入院患者数を持続してきました。しかし、外来患者数の減少もあり、入院・外来の全体収益を見ますと、楽観できない状況であります。

なお、家庭医療クリニック、訪問看護ステーションの実績では、患者数や利用者数の増加により、収益は増加傾向にあります。

病院を取り巻く状況を見ますと、医師確保につきましては、引き続き厳しい状況下であり、内科医、整形外科医等の増員を、大学の医局等へお願いしておりますが、平成28年度から外科常勤医1名を増員する予定であることから、収益確保に向けた新たな診療体制の構築に努めて参ります。

一方、看護師の確保につきましては、東海アクシス看護専門学校卒の新規採用予定者3名に加え、近年、他院からの就職希望もあり、充足されつつあります。

平成28年度におきましては、病棟の一部で導入しておりました地域包括ケア病床を、本年3月に「地域包括ケア病棟」として病棟単位で取得したことから、より一層地域のニーズに応じた有効的な運用を図り、安定的な病床稼働率を図ることで収益確保に繋げていきたいと考えています。

また、平成26年2月の電子カルテ導入により、業務の効率化、迅速化、院内の情報の共有化が進んだことで、今後は経費等の見直しを積極的に行い、費用の削減を目指します。

本年度スタートした第3次経営改革プランにつきましては、昨年3月に総務省から示された「新公立病院ガイドライン」の指針に合わせ、平成28年度中に見直しをする予定であり、経営の安定を目指し、より実効性のある経営改革プランとなるよう努力する所存でございます。

今後としましても、在宅医療への対応を図るべく、訪問診療等の

充実とともに、地域包括ケアシステムの構築に向けて、引き続き医療としての関わりを強め、地域との連携を進める予定であります。

以上で、森町の平成28年度当初予算の概要の説明を終わりますが、対話、調和、人の輪をまちづくりの心構えとし、人口減少に立ち向かい「誰もが幸せを感じながら住み続けられる森町」「持続可能な地域づくり」を目指していきたいと考えておりますので、議員各位のご支援・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。概要説明とさせていただきます、よろしくご審議を賜りまして、ご議決くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

議長 (片岡 健 君) しばらく休憩いたします。

休憩ののち全員協議会を開催し、各当初予算の補足説明を受けますので、委員会室にお集まりください。

( 午前 11 時 15 分 ～ 午後 3 時 25 分 休憩 )

議長 (片岡 健 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

3月15日午前9時30分、本会議を開会し、議案に対する質疑及び委員会付託を行います。

本日は、これで散会します。

( 午後 3 時 16 分 閉会 )